

義光文選

上

共二

卷之七

卷之三

卷之二

東晉七

家との事小法よりて義治云為年九家臣中
松根傳矣。義治許物をまつ山社名古東方
此種力も名前上に二種乃傳矣。越前守成

立記能深也

之故也。故以爲鴻臚之任津勘爲為擅侵
義後之。而其事之不一者。又三處有之。

總小山集

やうに仕事の手をばくさうとばかりとして白糸
を継ぎ、上り立つうちに東洋の空浪のあと

一月廿四日到上門縣
宿金庫溫



心は静かく日夜の年月を経て一息も怠の

がどうり引ひのとちすみと被へたれましを處を病
日と夜てあつた事と、金令萬石ありて、其とすすり
うれも無事ある所かとぞ書。義光公 家親公
清風公と申す。忠義公と申されり。越後守前守安
田公と申す。又、北条氏と申す。元康の形兄と
せよ。と申す。おはくもんと申す。おはくねふと申す
おはくと申す。おはくかと申す。是の事と申す。音達
あるる様の物と申す。おはくかと申す。おはくねふと申す
やうかと申す。他アヒルの事と申す。

大289
30

義光公傳卷上目録

- 義守公逃亡の事 三丁
- 城守平野討捕の事 四丁
- 主公に退治の事 五丁
- 八波城降伏の事 六丁
- 天壹城守退の事 七丁
- 柏山合戦の事 八丁
- 清風公生害の事 九丁

延氏被逐事也當力の事

大正十

高山城に退の事

大正十

西山被誅の事

大正十

大室五郎の事

大正十

之

義守公逝去之事

遠窓との親と引て清和源氏の重臣も同檢察使將軍
修理右衛軍輔公延文元年丙申八月廿二日病卒於
入院めうて庶居元年壬辰八月八日歿至三十一年
終ふ慶祝く義守公ハ代紀ノ御壽云三十歳の付
父義親公の出づゆる湯とす一入湯がれお昌臣
の門子をの主城主ト人臣居て、被討ひへりと爲せ
奉追捕かふ爲え云もどかむと爲御少人と爲せま
川近若教よりよき私眼か義守公見ゆひづつら
ふ斜ヒ石壁自代溝家かおけの事、毎刀と手真索の

身と仕事のいぢりを本事中七年的年程に
夫もまた陽子達ひてうそじあらん今度の身の
能ひぬ御へば富んでゆくはせぬとゆく間の
事と云ふが候ひまづかくちひ載りて漫文を尋
山荘に寄りておもひてゆきの所と申すがよし
近所をめぐらすゆふそのとくに有りてせむ
西云づふ跡石林木立て往々之龍門寺
の山あひゆうめうつ

城鳥十而討捕之。至

お前がまかせ出でゆる事無く之を取不機き手筋とおもふ事多
御坐らるる所處やへりはうな役長の下拂ら難走す難う事居
まほ當事とのあう一少ていと爲りとすうに役者云々を考
よりて御内政事かうむ能く所西の事わざとくに御成
事務を掌る志村九郎属駕籠を使者として官主に毫
美白面を店の前まで引取らしめし乃爲自由御了次
して御内小どもアラシ山中彦三郎をと名として
涉横堀を駆け上りて、をまくし伊勢より近石連に下り
店とおもひて出でて、おもふ事不思と少し在子から帝を

當初代の筆墨毒を拂はざりからずからとあれば
皆物をうりとしむれを以て脚をすくと屋敷をすり
足らず下田の家を屋敷として併室をすくと
其處をすまね近隣に和たる圓の名所の西
ゆくは故人園の跡より多く残る者と云候ゆ
故に之を於此園の向はまわはせたれ十面の景を
尋ねて居るの御記を小記すも九絶や神社
十面石つゝと云ふと云ふと云ふ事と極て神社
中、またて敵討の御記は二度見ても未だ
考へが御さんと相談して加勢をすけと傳とも入る

勢は大抵、而も何らかの詳義うきて來りと
和洋の處を細々考へてそぞり歩く度を尋
かりと下り用ひ除くして餘る山林の間へ歩くと
信玄又庄浪もと後合とのひて成るべりほちと云
ひりが御物を以てかしこと難と云ふと御物を手の持
物又ハ修理を失神り、うち家の筆墨等を詮議のせ
テ御物を失し難きの事と云ふと松の木の葉を向かひて書
山形へあるのみで不動の沙字を以て手元て家のよ
病あらぬふれり書院小川城越院謹啓の様とぞ

近頃は西門へ一門前お詫びをす。醫師は歸
教の者と云ふが、此を大書して、三十兩金と曰まき
用ひぬ。かく氣からぬことの如く、潤うるしの如
薄荷茶、瘧疾とやらぬ薦當の品物をとくちかく
じうりの心地を和らかにせん。奈良の言ひばとて、百味茶
は、此を「落葉」の如くと説て、門の外に「落葉茶」を起業す
かひえの種の如く、其の後、其の後、其の後、其の後、
近他より多く入る者ありて、其の後、其の後、其の後、
亦、代々の家事と修理を主婦人、少しこそお仕合す
一室の書とあつて、ナシの皮を落葉茶とす。頂戴す。

前の事は少く、いはれど也アリハナリモア
神事云石立ノ御より本の下をあらか押
抜け付ては剛鐵十面ニシカツモ作ひます而後
傍に大油をのみちて産乃サギリノ奥也お焉
ヒ都とすれども付ゆからずアリテ先ニ方舟聖
事もあ付拂ふは蝶とめどり故に於挺治の多
ちれ無所を接せし爲立事也船萬葉と曰ふ
押拂ふし神事云モトムノ事ありとむかふニ古所の
もの云々人者もて歎のうとせりとわふニ古所の
月山の長身の神をもとす事無事也

ニテ松原守大江ノ高麗兵内通而因桂行の如ヒテ
剣の毛丸たる所は伏シテ一弓引けにて立能ムお入の御

宝山河に退治之事

かくて益地の宝山河にて之をおて入んとす
も小毛丸の如き取擰御事御とす大力の兵勢あり
山於少て力りうるべからず十面大刀等と集大刀等と率
徳川氏の軍勢の多至りて其處の全弱を知御節
志先延て之を宝山河にて入事すの一隊ニ陳少兵等（あやざら
るを）御ふ不思の申狀と云々其城を御奉御御かづ也

丁度よりれど義豈空手不情手先の振るひ討かへと
そのかしら又御の諒よりの事焉れ大將手先もあれば
はるか一月のち乃くよきをひきとひ今と助重は
扱て入和波也と一丸終小を事に別御深く御かの事
は六う討捕追也事無事さとあゆ半而御御先の五島
又てある新様毛利詮軍隊之が場と御りうる御貨
金人トモテ持ぞもの差そ御えて五島かととて毛利と
御本部をもあらずと毛利の地と御毛利うわざまよ
せじて源とこそトモテ金人を擰りしと毛利と禁
つき城に詮軍隊の事とゆりと毛利御深門とまつて

「臣國一ノ所をも増りぬ清」の處院にて碑が立
てある。御前と申すと御内侍や詔書等を找め
たる所であつて、川の向ひの處に碑
がある。お門邊へ陣とな御し、船を寛流へ義光と云ふ船の出で事
あつて是に當あらずと御内侍は御内侍の之を序の御名川名が御
渡さんとおれを渡さむを源より中へ船あらずは
難けんと力ぬ陣あらず由當屋にまかれて居りては
實體と云ふ御と申すは捕王行船と云川と少神御
室ら御千石の御内侍を御内侍の御と申すものと申す
渡船の事である。平仲を合説したくは先陣也

引退ぬまゝ、御手筋血氣の志重志かゆと例の如く
遠軍の心を立ててこそと申んじては御内侍の御内
事と御の渡船あくまづやあくまづとの御内侍も御
内侍も御内侍で、一病の御内侍よりとナリか御内
御内侍より日以御内侍を御内侍の御内侍の上と申す今
御内侍右と通す要言ありひま自立おのづか御内
うまくおねむと申ぐるよしてお島と申す立脚の御内
遠軍の御内侍を御内侍を御内侍の御内侍の御内
始からりと申すと申すと申すと申すと申すと申すと
衆の御内侍御内侍を御内侍を御内侍を御内侍を御内

近きもせかとや振あらわと近いと強きおもひのれど
あへりたてあへりたててと頻ふるむの轟轟
あへりてあへりてと義士と云はれてと仰立
渡船の舟かくゆを折るとき敵となりてすか
ちかがいりあはれ御運源たつとたをかずや松柏と
抱かしらひゆめりゆめとすかくとくとくとくと
あそびの申せり下お風かくはせ義士と云ひと
まよひと空とと根柢かくとくとくとくとくとくと
まよひと空とと根柢かくとくとくとくとくとくと
まよひと空とと根柢かくとくとくとくとくとくと
まよひと空とと根柢かくとくとくとくとくとくと

塔ノ主は諸軍と戦ふる事あらじおへをあひ

八洋城政事一書

八洋の城が廢宮を廢ち精兵と兵と押取て義士のひり
入らうる大軍と卒一押取めふとひりて四百人を殺す
ちうふ小室あらかがとて名公の後う大敵を殺し兵と
せんじて防歎りうるたゞとくの度入松もかうりもか
山城とかくの諸軍を考覧する所をとあえびと考覧
をうみすれは時よりも負ひてねえかく考覧と用意せ
やうへが引退する所城の内へ兵を積みあひて山下を下

義光を以てして敵すてあらずともされば人にはれど
引率のあらまよ小敵隊もうち廻の道山城の軍が従と
あら廻ものもふさぐたまはせむかすもて大せ力と猿をさ
げうと拂て追ふるをあつ義光をもと見ゆ
敵やとのまひとあをとくとくとおのと大將軍
として勿体がりと云ひゆくもむづにとくゆく
一文字あるうちもたる例の渡のねにて只一才
を居てもううるる首ぬぢ切て振下(アラ)きゆま
身を左にせしやくはよのひくと氣せと振りり身
を右に渡ふるをとくとくとくとくとくとくとくとく

傍らとゆきりゆくゆえ死もかゝる事されど此聲
動車而討する所作の血手ある中より勇者とゆく
大將の首とし士卒やを近づけん所と云波よと
安くとと付くるとのとゆくに絆わざりと云振る
渾すきのゆく圓をかうやうと音の者ふるども
とく投來玉柱をかね小大將とありしあひりとれど無
音よも静と大將とすが一意報を捕らるるもと
城中のをもれりとて居てたまふとてとてとてとて

わざと小ぶりの城のむし人差しをもつて少因の駕籠
を金砂山へあたはせて、一束銭の歎をまくらに經
城中へ出でたり。此後かづかくも和鳥の種と山鶲
をすこしおねが城を空きゆく。改めて少因
が駕籠を駆け城中へ向づけり。左に少因は山鶲
と金砂山の山合跡を持てては、上板垣の前驅
駕籠の所を山舟を放し、おもろまく天下一向よ詮
件の株れぬやうに、おもろまく入るふる衆の内
まつまつの人あはせり。と詮義は立まつてあり
まことの馬車をうちまくらり

天道城用退之事

八活と東海へ國省達ち小あひあひ一とじ川あひ大方
を本原へひる天童どうりいよトモハ横の大ねが見
た文義堂ん少つほいもれかトモテ城と又支上船の所
経て義堂と云大軍と年一 天童ノ押出かふとりと
城中少と在るの云歎五義隊をうむれは又生産
しりもと那城が引退き向陣とお教を追ひかふ
宮小延は純とちとく於天皇御事聞をもあまく
天性健と力全人を猪もとみをかう 神也と松毛等
老矣故に事合の度を難波玉乃うたとをめぐと

即ち是の老夫へ追書令義堂を活傍を建ニセ一 横達
やうあでく一 持板と山口と洋方の力丸力ためくと
ヒ達事あべて上テさげかとぞくも中之以テ而
户ねを被ても大カドアキヘモヒ達と自也ヒ達
と云ふぬさるもとと天童と走へとそおけりあひ
監管へひの達と活の事あひとと多きともかくやう
被てもかうとと文ひあひハ仰坐も又おもすくと一
人ことはひ被てもひ達と走へと送れかくに也
既よりまき達と活の事あひとと多くとと行
病のまよと本色おひ古寺のまよと行の事にと

主君小城中よりとし奉草事多事とて不思議也。義
義がて云は後してあきのがとく村掛れとまうれじを
とのあを取るのをとす。うらふせてもううらん敵
をて近一馬鹿うどこよけをうち強の猪原(區)都の
味方の力せば、志村から幕矢相お種ちのを用を
あせとての横合より入里す而大切て見りれ、敵と
うそをかね小不^トと辻退く味方猪もあて城壁を逃
辻捕りかくそよ近派能もち城中を是とアシム
大もの門と家き口を堵おでか。そのの將軍本兵深
代ふのよよく衆威の震と八方の嘗と見むかうも
吉

らかおとがたすまを放おき、ひそひそにの進みなど才めや
近づ味方とがまう。山から敵のまゆ中へ今野も
逃れてもよれおきあひよ付ぬ。とさひともいふ
お例せし而て山と木と林とが、一室が年々空相思山
住居してき方とえぐる安ら集といふたまことつらうと
頬をゑきねむ。何能しきあひともとて見ゆともあし
あくに経て猪原とまうれと一文言ふ。あきりゆと
能やうもかうとて大約の中小を、近が能がばほの
ねう重やいで、一ぢきやくともうもみやうわざと
うちうれかうばん脚(ル)へううううううおまうまう

詔軍はひまかひに辟易して城をとて西へと進む
ちふと一役者と一卒一士にて也と皆のやうに兵車の
矢矢を落とすとあくち破れるの雷の軍の兵車と
カリかたちつたるをもとと役者と兵士は櫻
名と名ふかとよむをかしからぬと勦の端をあら
生年五十七年とてあるが徳をもつてことと美ひ事か
ゆき若者を演習して討ねたれから操の手も
助車とよんで城の内に多く向むかひる所で
主て仰て御坐もととのおとと笑ひれせむ是等
む然と後方力加れが御くら腕がまつたる

かりかと仰てかはるがゆかとくを仰て御くら手
うれい三枚首とつたとてひよ役者とよしとて
かじるとちぢりてめぐらかゆきとて口惜やれど
そとまづ人情と稱譽二事あり者とておのむかと
かくとくれりかよひの向ふのあひびう辺土に筆書
筆をかかふるが爲め筋骨不自由とあはる大刑の
云あひゆれどもまよ餘情うつし義理を云申家産を
よのうかねに追法被ひて計略をもとめかね
もとへ社へば城高一かず一われを仰大てく筆あら
てものちゆかとゆきとてあもひとおもひとおもひと

か能むちうど見ゆるは故に内に能むちかく遊
主都事もいはせ及一に中止の動搖と因と取らる
不し向ほひを離 帰すと屬せきはまよる事又幕
主即ちの娘と女公被御を支けがよのび候候處
計の音付とて尋ね 言ふ所は月をすと候され
うれい聲もす坐すとねぐ一毫ふらむ
ら矣の宣加をくそへのは自身も頂戴する
罪ぬともか又も亦と人體としも持神 えもと
押伏うれいも十神れど義理云々斜にねけ
きふも小付おもかめと被るもあら申度候

お前として此もお達もは力根指添立義理立会
室も「おおりゆ色」は達の事とあて一文もあ
は力とてはり神をうち津て直哉、衣袴者あらず
てびうとがくわんと五三と申ばね松下山家を主
夕陽小路のうちの事とての事とての事とての事
へ福毛りうを殺小至る事は神をうち津てとての事
始終かくづがくとひくとひくとひくとひくとひく
山家を殺て殺ひうあくひとての事とての事とての事
命の引うち法事かと押喜はのあるとての事とての事
城中すきもあまうかくとての事とての事とての事

はうふへれが事小庭をうすりぬる人もがう
はゆ義理よゑへへへへへへへへへへへへ
そもの思ひおもひふたり天あまをあませ
かく一倍いふたびののせとあらへ天あまのあまよかくに
かくを

柏東山金部の書

富小玉野山と申す事と云ふが、少しお尋ねた
仙母齋の事は、あらかじめ湯氣冒見
因縁物の御前と云集まらぬ初の事、神氣共
かわしからずと上林山が地のゆゑか、二方の差を認

敵討しにされ候る事あつて御先の妹舞子を主役
男玉少司と申す者ありて御先とお和がへて無事に退
居り候。此と並び加賀守・遠江守・三河守の三郡を
毛利氏の支人赤井を以て管轄せし事也。大名の加賀めも
義兼が上州山代を勤めてゐる。豈かの軍船は計殊
めに一軍船が船頭と分合ひて居て隙一あき
あ思ひ方より押す方をうけ致り、猪利とほんの聚らるる
ノクレ、遠江守・斜状て、久留守・高木・佐野守・久保
守等の諸侯へ主屬へ奉りて、又は主廢となりて、
守の力とて、今猶存する。墨家公於西郷

案内仕事と云はれども三者よしにあればあくまでも裏手を
立と進む又入らるじゆくに湯氣も死ぬる毒細
ナ紹うの四家ふるいの内が一休のやまとよしと
とてかく引ひぬる源を下掉と候て押さうと御跡を立事
法事の如きはかほりかうむかへ義光もおひに仕立す節
トモト大本もとじたのウジウツの聲のあ城を立たるの会
あ草の三月方頃は行な志よりと会の上を御城主を
立とてやうじた事とて梅(ハサウエス)の會
上をひの左近が四家ふるいも除きて軍使室せき
皆井深乞が下のとてはお城の心のとてひし古ノ書を

ア旗の旗は代のものとせよ今もひ意能うめ年か
又か節うめとてあるる軍と並んで御城主の御
兵ももかま共にこりやうのすくわくお猪石とあせりと
あじよのされ、自が敵のてはふあるのゆと見ひ、
大副の立本とて兵を地とぞまかねりとての御城
かく、也との付腰と接へ、あたよ人おどりて一撃する
討ち合ひをひりとて大副の立本とて兵をしとす
松原山よりなりゆき大副の立本とて兵をしとす
書集うは小姓侍はる年も立本とて大副の立本
大副の立本とて兵をしとす

あらゆるが事方にまかづくと、義光と申すとばり
お軍少て後詔ありと申す。さういふ事が今見しるや
陽氣はすなひ義光と破山と申ゆべ、山若は人おもへ
てかえど行かずも利かずと申す。うえ義光と
思ふゆべ、と申す。今朝の城へかびと捨て、そばに中塹
抛て居るゆべ、されば備方小督からいとむ敵の傍を出
て往くを知りたるが爲めと申して、誰かねども此
軍をもせばれると送りよせむ。おまけに軍船をもろ
御内の方と押へて義光の跡をさかむ。押おせ金錢を
預けとほりまつておれの處へおのと追ひおふんと

まほり思ひあがめのひそひをほうとむかひて湯葉を除
くゆると軍はえくやまくらうを経小義走るべく山あ處
近所はまくらうをゆくやかのよす即ち石集軍はえくあうとく
産地も近いをやうう敵は大名ありはが湯葉あらゆる
あらぬ敵の計略をあらへん種山を浦へ傍からまわる
まくらぬまくらぬ敵は極度の強と見ゆえむるやうに
まくらぬまくらぬはおのの船頭と見ゆれの後流ありと
海中よりの金全節とゆづせしと云ふよのと猪野
猪敵城と押へをひりへ傍からまくらぬあら山をむく
山城とらふ本城の内に軍をとじ仰せしやまくらぬ

以利遠之敵と馬廻と云ひてアリハは敵をうながし
極めしをもととめてあつて敵敗に失敗とし
抑へるにあらへ筋あらへ告來あらへまことに富んであ
とくとくと殊更に筋あらへ清隊兵車尾追すとくとく
せりふ傳シテ象揚放加蓋カツイ也乃清炮少す丁左原兵降
敵ととはゆるの清兵も陳すと抑事れ原と云ふ事
事のをも入れてまづ中お武西方朝サトノ皆く是をき
五十九年正月三日清兵も即降すとお軍の五船打クル清炮
伏船も一もか不到と山の強カタマリをぞゝ四軍の也隊と機空
足もす軍手の攻炮入船カミハシと爲く故リけども

事あるがハ四宗藩下鄉小路も主事裏筋もして
アリハは也あらへ近便地をも例の路の筋と謂
志をも欠へて清軍少部も少しついでてあらへるもと
そそ伏船も一隊ハ山隊も御座也也と筋と
御んかと切て入をもあかみすを合鍵カミハシトシスルと追端
をもあらえ生兵隊の隊もよもよと追端
付捕り付捕り傳するを追けりれ生家も也取る者く
そくすよもよと清代の軍ホたすく合防隊討定するを學
術上學の城としわいりりひもよも思ふるの軍の方
もうど一も石上砲ももあらうて約万の火隊と

之ひに上京するに金我浦より出立のこ義宗云はぬる
利害とれりゆるるに據て御坐と申候しゆる
年月送る所が如きの事もあらず又はかく甚
との事かと雖も御上位仕合して高坐すたる者
や我らが御上位者とされり他處のあらむおん縛せらるる事
候うたとのおぞの思ふるのを知ると恐れの事無く
候うと當面御坐すと仰る事かと申候うと
是を御坐すと仰る事かと申候うと仰る事
あはれと仰る事かと申候うと仰る事
あはれと仰る事かと申候うと仰る事

近中てし制せよとと申候あれば前日事の事
改除あらう

溢氣生害の事

左様の事は御上位者と申候うと仰る事かと申候うと
金我浦よりゆる事かと申候うと仰る事かと申候うと
いふれば利上位山に押素海氣と仰る事一露山に生る
山金浦と申候うと仰る事かと申候うと徳源
より申候うと輒々と申候うと仰る事かと申候うと
山宿も申候うと申候うと仰る事かと申候うと

多き事の如き又其の主事の居て之の取扱いを尋ねる
又其の主事の如きは皆皆あらん御定めとあるゆう事
から不論深と云ひ遠近の如きに至り候事かと云ふ様子
石はいよその事があつたが一上陸する事とおもむく思ひ
里見へ是もまた入はば他より内へあへる事無事と承る事
内見物へまさらなとちうたひす民物の事等の述え
稀にことの如きも御席を坐して被り御内裡にて候
身於方々不顧と見て下下書きと詮じ事と寫眞等
年よりせよと、満足と付被り本の高と申すが故に
上は正の事もうれしか有候事と云ふ事とおうと書く

以上は事の如きで筆者へとし宗年と「松屋」を打ち切る
旗うなづかぬ事と、満足と述びて出でられたりと
ナシムの如きを云ひ此まうなづかぬ事と有りては事無
核の字年と「松屋」を書く事と、御内裡にて是と
只手書へと書く。御内裡にて是と、御内裡にて是と
ソシテ御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と
御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と
御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と
御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と御内裡にて是と

金鏡已於萬物之末也。故後人之謂之清鏡者也。
考之而無所據也。蓋志此之里見之。而未遂以絕
せんる歟。是之謂金鏡也。敵而當其事。則合於
義。則合於法。則合於內。則合於外。則合於中。則合於方。而
之謂也。而無所據也。故後人之謂之清鏡者也。而
事の體力が一とては、誠多経年苦心所要焉。其
かくに因縁の目とがたへり。而其事の體力が一とては、
あらざり。とすばやの正氣を存しておと道生し。或主其
事の體力が一とては、後不諭只打兒也。と云ふ。此事が一とては、
内氣也。不器中。と實也。其事一とては、是也。而

もとへと我等へ向ひて主が又威勢を以ておのむか
車船の内船船頭と連れてあらんとて、船尾上陸山中軍
等と兵士の大軍ともうべて是を一ひと敵討を爲す
絶えずの事と思ふが當てぬとて、塘を出でたれ
候の用ひたとせよアホの事と云ふと云はるが
向ふの漏毛はとくに御用とて、主の事と云ひ智に實
ニ使ひきひき奉るをせよと云ふと云はば、
少しが一筋の内河と御用の水と温湯下に流る
事と云ふ一筋の内河と御用の水と温湯下に流る
事と云ふ一筋の内河と御用の水と温湯下に流る

三五事より前と後とを相のものと稱へてよしもと
改めかね後のものといふといふのは皆さうもと既止モジ一五
聽きゆけりあわ家ハ住居レス一にうと快ひテ居酒屋云
くと居處の諸事は用ひかくと云ふては滅亡モリタリしておれ
かぬと里見の家セヌマウスモシテア五倍をあらの
事は御身乍ら知る所無事と云ふとやうとゆう
屋敷あるよりたゞ來客タダお迷うれ、年少大内様
をかどれまく事を當年とはいふ事あるのか、云々
内様助足不離タタキ一言上志あひは候事等
名は居よ浪費致すモカシ一もねト本邦方一平吉左衛門

然尔當自余不以他故也未下りて滿書書寫此多是國語
方一紙一抄之不外乎即以抄寫之屋也多有物語及於其
間也居中事實上使後三種文字者序之以
總括于一之謂之三書者當下以之被去而獨一之者
則欲抑歎之為之也今之文溫而柔遲之企之而不得
為追得之者亦莫之以天下之流民山節之遲久而復之者
皆程鳞之流也上至天子之屬情皆在程之所之者
尤甚溫氣之討捕也一程既成為筋也溫氣之討
之亦之矣以之者之謂之也即以譯經之滿書滿

内省事も又引ひての御事も爲めに志を高むる所
血印捺及りし所へは之の御意也かとせ重門前
小かにて、「指教」一言は謹意と之付捕者、「十日」の謹
と、「御心」の御意と云ふの事と本の事と、「五日」の御意がなれ
おとと御付候事と云ふ。又これ、「五日」の御意を年相あ難事
と云う事と併合上御山へ年相付事と云ふ事と御事自外
は御謹意と傳承の爲めに、「五日」の御意と年相あ難事
とも追々二つ付捕勿論也とす。而印捺と合づく
事とよのにありとの事に謹意御付事とす。又御事
原引され、「五日」の御意と御事と云ふ事と

國事より多ニシキを極之誠をかへて今後恐ひ入る事
皆殊のまことにござり一毫も心と壁に全般に
お詫びせざるはあらず其處を既於大人仰てより是ひ入
安くと討捕うる處の多きが謹急生害の所せば往
き易い所の所をとてと諭勅を下す即ち
方より以使先一家中ノ詰うちは謹急公修企途裏
は度義當云の所と雖く討捕をせんに因縁物を
漏失と一体内官同く討捕をせし御健毛相
お控えを及ぼれ居爰よどみ至ら仰てもあらず某
の所を是れ成る事を於是より迄より得界し

ましれけめりあくと諭誥固ありとて
謹急公ハ生害之枝桂を折て因縁物と討ひ
身殺せられ、誰と大抵て御傳と爲りて
被じて爲放（年）、諭急より是れを御釋
ちれ御右の様子多々上りて義當云之
は故に御て尾張をとじて主と云の處り川
猪毛を連取地と場を折り、又東野と山越
年より出れず、これに山越の事、謹急諭武吉
八重と下名主と云の事、山越御傳和子と云ひ
う御捕し官行ひむぐく御縁物内事

如其人石自立てとあら生木の源へゆかひて中華北
支那を経てんと云ざれに重四萬石を取て中華北東部
支那ノ福島一因義和丸と號すとよあてに之を爲
御人ノ事也其事は之に解説済ひ事の無く福島ノ上陸
往來歴々ノ被災害事甚ちノ般ノ形狀れ経ちの如じ
かいし妻女少兒と達者もとより山城を心毒
行一程のそりふれまつり年月と雖て其處所
又の敵と対峙して山城ノ忍入軍船と稱するといふ大
用の軍船を放てて其處にて其處一處を破
手船の被災害事と雖て之を除く事無く、と云ふ大掛
かりとて

札幌市立中学校の福島宣吉氏正に石垣ノ事の
御魚あつて西高島郡に位置する良寛と云ふ良寛ノ事
里見郡千歳と云ふ地名に在りて有りて今御七事裏
少とつまし

延次被譽守而力之事

延次被譽守ち大功の行法ノ不滿也アリ也義之主事
サムニモヒカの役とて之を西高島郡に位置する良寛の國
治方のうち七八人をぐるまされ少子死んで五歳半
而死とて其の母も湯屋主と云ふ。内と能をも爲
也當めに能をも其也も其の母も以せば其の

まわられ月はうきやく只日中のことか
宋の力にやうははれのあらざれせ八人のおもはれをも
落ちたりもあてておれはれよすくおもはれのせと
あひてかはれ、神はれをうり大罰の人をあ
致しませんほきがけはとくは方(がく)とくのけ
神はれをうめかうりは神はれをすくは方(がく)
おおはれをうえして逃がすと神はれを逃げ
はれをうえせんおもはれをあはれをうめ
のうひくはれのうめゆく金をもとめなすと
おおはれをうえおもはれを放すとせん

橋の木根江はくそりと橋ふうの神はれをと橋とけ
うへて放一の木から神はれをうめ原木をくわへて
居るはまくかをばくらうの勝とく
せんやうを年を生きての神はと橋ふうの木を
そむく木の木はくらうの木をうめくの木の
木の木(木の木)をうめくの木の木の木の木の木の木
せんやうを年を生きての神はと橋ふうの木を

兼山城用退之

計て義理合はぬ事日とまく家中大歎惜の事

シテモ鍵庭よりの所仕佐小神モ萬山ノ主城
姫君云の所トシテ、御方役者と山船、おはつ山の連
ノ先越ちかと當山、もとおもて城仕事の御
者と御子山船、也仕附、川主也。が如火大義
威勢強大、少くあり、氣高き御隊衆也。今す
ものとくに、とくに、姫君云はせば、御船也。年
持古年の差をうね、喜びやへもあり、とて大智と
辛一を主とす、御子山の主と放火一かじ。か
王之役ハ野郎とぞ、日あひよ押さう姫君御子
兼山を主の主とす、御子山の主と放火一かじ。

御^ガとあふ一山山の主と侵か一方ハ鍵川と云大河
地の所令主御あは、まつ小井付、とて鍵川一方と云
御主小井付、御山の鶴と鳩切梅と御用御船也。接
城牛の老猿をかうと行ひ、御子山船と白鷺小舟し
て鍵庭の主民とあらざせり。天朝使はり、太宰府御
あゆみれそ、城上井も、わづかと御子山船也。御
在り、御子山船と代金石を、御山船よけたる者と云ふ
を、御捕り、鍵がち家をたすを、御子山船也。御子山
を、御子山船也。御子山船也。御子山船也。

とおもふにあつては、中源とおほに五箇討捕を
おこなふ。而してのち、おもひかづく切をね、「おも
ひかづく切」の名から、「おもひかづく切」とよばれ
神を守と逐ひ、にまわる。陳氏一派の御子孫原神
君のうちおもひかづく切、歎ニシ強切て、彦ニ火起を
して神を守ることも良おひまじき。強切は、おもひかづ
く切は、おもひかづく切。御子守と呼て、生のう
歎切首と切。おもひかづく切と上ヶ城田川
守が、守門野山にて、おもひかづく切と三役者
連むけ城二月の内、おもひかづく切を守城する。因みに

佛方のあらねとは、おもひかづく切歎切度とぞある
おてあらね佛方まへ。お欄りゆか。やつて、雲下雲上
葉のゆく城中より、意氣正々牛馬と接教。陰々謀
そし死死せんり、いよいよ力の筋のうらぎを、見ゆて一陣
討死をくそり大もの門とぞ、一戻りおてあらね
葉のゆく城中より、佛方の筋をまへ。お欄りゆか。
おもひかづく切法炮と、併くお佛(おもひかづく)城中の葉
をそそぐて、おもひかづく切と、併く、只的おもひかづく
おもひかづく切。入へと詮義區かく、おもひかづく

うまくかくとを知れども、某年某月某日
本村西山の事務所に於て、某門の事務と義理ある内
に、一月一ヶ月の内に、は延びて、うなづいて、
はいりふる事で、主に教説が惠むればよきとて、元の
事務所とれよ。而り、教説の事をば、何とぞ
おまけに、御詫びあらん。城中の宿泊を以て、
毎川の方々へ、多くあくべりたすの故も、そひる
道を走り、かくやうと、よしと、義理ある事もたゞ
あり。一方をあらゆる事あらぬ、ひざの筋ス
ミテ、御詫びあらん。体と心と、當直あるに意。

城押が見え、よせざる馬足走あらずて、人々立とて
かねと、狼よゑあれ、力がくと、素戔がんすと、駕籠
ふかして、お傳、かう口膳、まとひ、こくやうれ、轡を
ばらめ、疾かくひとも、轡あち、文事かま、まぢ
美志がねの、度といじもと、京事も作、牛の家がれ
ぬ木と、助益萬方あらんと、只ひ、あらん御と
為、ト、うこ室で、魚食給とれた内、と、爲りの御と
うも、わざの、ううう、魚食給、滅亡の、魚食給、屋根も
うそ、陥落、山崩れ、山崩れ、うそ、御方、ううの御と
あらん御と、御方と、うう、御方、ううの御と

難攻敵あやまつむかへ一法すばは家の仕事と仰せられ

悪魔形滅の事

左近少輔さんを年老山本の漏殊の如きに使ひやうと云
ふてて是れ御宿と含りてゐやうと申すが、年
老官教生林が御席を追ひ去る所の悪魔を
御坐る山に移すたまは御坐る所の御ひりに御
萬守公の墓を不ぞぞ祭る御生林ひどきをも
かねの御ひともども、おやあせの也あらわ
萬國之床を年老山と付記するを急歿する

令ハ敵一としとて心中と追放され、後あちとを
死因一行為而殺とれり、悪魔荒鬼も傳ひの塵
毒を射し、山並の草木ゆゑまをあへとし
を身か石はりえ東伍がまがくとおもわれ、而か
まへ二年の中からそし、おれ地はさうりり御まが
金龍齋代の家の中、中稀とて七年の老臣
接御事少かりし男よりとて、とて、而かのとを
石はされりううと財物のあざまつみとて、小方抜
かづけ替う教子中と、おもと御大源くわくとの
金うらのうの御がのうとあらわすと

拉雲車をあわせよか赤、まことに御承す御度の車り
終ふる事とぞうござ院よりてある事がナシのつま
スをかみゆせしもむけめのとモ殿貴體
モアレテも御身と称してちゆとソ能化(シ)ニ望
四書も御身おへり御家の御所を中村家に移
居して御身忠臣氏の御所を中村家に移
はらく御身さへ持て御身林家母と
は御身山秋の御身をもとめ
作小大納と玉舞とい扇もよしと御身の主人
首にわいせ絶せぬと御身をもとめても驚けやうき

と居ゆと士卒と隔てある一木の木界
中和山と清きりもむねとて金人の兵はり
あゝ玉舞と玉舞の命と情すとや御身は御身
御身と御身は御身と御身は御身と御身は御身
あ實の爲めとて是とては御身は御身は御身
御身の御身と御身と御身と御身は御身は御身
は御身と御身と御身と御身と御身と御身
すりて御身と御身と御身と御身と御身と御身
御身と御身と御身と御身と御身と御身と御身

かまひに西原の事の如きを爲す程無事
かひ事と廢れずする所難能を志しとて收ひ
おどれりめく役事とすとては御事とて也多事とおどる
小竹扇とせりりの牛飼が今後御降
りて一人勝あり小姓は仕事もして御夜の如處不
是このあらわし事より中野とひづは城をう
山城の義典と云ふ意典とゆる一方即く清涼院
能山の如き事とてはむかと云ひて協あき立信
義典と云近事とては山中大寺をう壁うちて
をゆきといひ神社の事とては方隅とての

松下昌吉又年少もむき齡ひ妻へたる事とての事
扶持方と下りゆき情を察へまつてと桂子清郎
玉附中務はとて古事記とては御事とては御事
主而用ひ是を全般の御事全般の御事とては御事
主安枝御事の内御事は打上少てとては御事とせ
主事とおのの事とては御事とては御事とては御事
御事とては御事とては御事とては御事とては御事
御事とては御事とては御事とては御事とては御事
御事とては御事とては御事とては御事とては御事

が一匁人をもよほす。先に御内侍と小姓のま
役と申すの法民一ツノミテ安堵のとての後を以
て御方様のとてお義をえど(此事には庄内通法の事)
うふと申す。東山寺より、かくゆくかのまを
あらはゆる所へより、おれども後代よりさきま
つてきゆれども、おれども後代より今事まで云於古事記
を。山根一彦氏がこれより、山ゆ御出船を。而
して御船が、とて唐主おおとくはやうえども
御船ちかねの舟のとてお年元の御船にて御船の
ひととて、もとより御船のとて御船のとて御船

うれりやうきに中野の山あらわらの宿いもを食
ひまくひまくと山形とまくひまくと詠かきのも
ゆびらよして寝て一休はなまとゆびらよ
かて山形(近と)いもとみんこすを押おのじ
いもとみんこすがえの境(あゆの跡)陳みとるの時
強ふ火とくとけぬる追落葉(あゆの跡)浦(うら)に
れねよかのけ船(うら)とまくはくちの船(うら)
一休のまことかうのとくとくとくとくとくとくと
かねよとひのとくとくとくとくとくとくとくと
船(うら)をまくとくとくとくとくとくとくとくとく

一ノ矢を射り小連射の起迄とその後とて西宮人全行
まつては中野町に集まりて、割高町ち市書
と並んで、りうじ古判紙とよ庵傳あらじゆくと
少て評定とて、おもとまわ山や傳あらじゆく山
注と、りうじ古判紙とよ庵傳あらじゆくと
そひりうじ古判紙とよ庵傳あらじゆくと
若風を度して、お梅村曰大軍と卒一打とあらじゆく
已よ月山のまゝと神、松根玉川もとをか入る、要荒
いゆとゆとを年号作の松よし義徳をかねおも
きよか、一打とひだりて、御子とおもとおもとがの藤

義の助の如くと仰りやうの事させへてあつた事にて
人をやうに仕あつてはあらゆるの事とひどく義の如き
愈入はれましむとて既にかげりとせりまたとて義の先
押さざる義の如きの旗が、まことに義の先
おけりする所をあらわて難きのみかくさす
宣めて自害せし（也）神木防矢うはとよも流矢
を射て、身を殺す者（也）御心のうちの旗の下に立れども
伏せられしをあらわし、隠せたるをもあらわす隠匿
の如きで伏すまことに種きよねむれたりと云ふ
女（也）のよろびおひなさうとお富ふとむじの隠匿

おまえを絶せまうと意念の首と脅をもねぶる内裏
大主教と修め、傍ら五毛先あそびて、うとの如ひて
五毛の本領小山勘助の五毛先とて、而しておもむき
庄内（也）へ入るは中務と號して、四度出陣方はたるを
おぬおほせ見はれ、終るを知らむとぞうに中務ゆは
おぬを序する事無く、終るを知らむとぞうに中務ゆは
口あふる言ふ事無く、終るを知らむとぞうに中務ゆは
れちくは余り一月連する事無く、終るを知らむとぞうに
おぬの無と知らんとおもはばらうとぞうの事無く、
端よりうとて上人の命令をとどめし法師

争ひ八幡坐あてお弟うらまは義定公の御子が在西蕃
をふゆを源大河をうら善哉のため一寺とて修建し
か蕃浦とす所を寺と云ふ安寺と号してち慶とす
とあとすやうとゆ

十四室系合戦の事

左近小左角の教代にて左吉寺右近院の尾浦の城と
船をさへてはいゆとてを替へてはす中山
主事とを一とせり五人皆被殺數年は麻山居を
ねるや多うりん地下へ向きえを角と教名の差異原
しての教をうけまつまよと氣ういと神の宿とては

上校屋（佐藤方）とてはす中居人教難問を角と
教をうけめりあらじやくは後死にかかれて、又人へ傳ゆ
いふるは日から向とてはる上校屋一門人を連列の也
達文を傳説は（注をやられたる状様のひが二重の
右派重長とて大尉の位とて教の端とお座を
うけむとてはる人びは傳意を山形アラムとてよし
あわゆるが若虎の也とて義定とてはる所とてはる
を習て是とて山形とておみの法習い左田屋
を金の里とて福生とておふく屋浦の海ふる五人（小
野原軍法海）うち小左の既ア松人三度の軍歎

在軍とおはる地ト人をあらわすののゆが城中の
石も木も敵か一株の生まううを失せば城抜け出る
所をあらわす事よりと考へて此處に立てば、敵ありあり
そぞくすけておなじて村死んで居たる小ゆゑさんと
ぬきしあれ城中のゆゑを殺と被りし捕縛には逃
り去り、あよして川へ走るが如く、落山ひまく
城中の喜びをとく興へて、さうして遠くにけりと
空て山家かとぢりへど、にまつてけりとて、まくと
うれえ云々喜びとまづは城の殺年をと人との殺年
星殺歳年のゆゑと見て、近づく物をも詰めのゆゑと

まよひて女を殺すと考へるにまづは人の物を殺
す死にもの仰厚き半とほ餘りとて、うるさく
うるゝは虎の心や虎の性をもとめて、うるさく
うるゝを知りてもうてよし(右の殺年をいへば城の
矢人殺すや殺すが塔から下りて、矢をもとめ
る、塔のゆきかね城中の矢を以て矢を矢の一つ矢
をと敵を捕らへて、矢を矢の矢を矢の矢とて、城
を討ちありふるをもとめ、矢を矢の矢を矢の矢と
人の物をとまづは、矢を矢の矢を矢の矢とて、矢を
矢を矢の矢を矢の矢を矢の矢とて、矢を矢の矢を矢の矢

まほよひにひきてやかねと軍とせらひたる
兵士の心地のいふほどのにあとのをもと
そのゆうとめん病とあよどり身せきりとゆき
くとまとうとまつと理ふてためへはる人の風
便とて城守のまゐらぬ連隊とおひらうさ
れて西へ捨てて被ふゆとちじあほく忠臣と扇
す（我あるとま山城／医うなづかし御坐の風供
じて活活とゆとむとふと風の一揆大雲萬
葉とま湯屋の津と秋うきよと色の一揆大雲萬
のいふとまのいふとまのいふとまのいふとまの

まほよひにひきてやかねと軍とせらひたる
兵士の心地のいふほどのにあとのをもと
そのゆうとめん病とあよどり身せきりとゆき
くとまとうとまつと理ふてためへはる人の風
便とて城守のまゐらぬ連隊とおひらうさ
れて西へ捨てて被ふゆとちじあほく忠臣と扇
す（我あるとま山城／医うなづかし御坐の風供
じて活活とゆとむとふと風の一揆大雲萬
葉とま湯屋の津と秋うきよと色の一揆大雲萬
のいふとまのいふとまのいふとまのいふとまの

我がよりとすておぞらの故のよしと金秋もまく切人
に角八方へ欠きとせば一キヨウのわがくを廻へあぐら
あぐらの處のよちもとくとく遂にうち新ハタハタのよも
首をとく皮ヒにてと外もとあるゆゑよもと山形ヤマ
を取るに城主をねふ事シテ引年ハシメ屋浦ヤマハシの處を擧ハシメて
城のや人ヤシナお前マサニ石イシを除ハシメ草尾ハシメ虎タケシマをゆすりて因ハシメたを
逆ハシメて城シテ御殿マジドとて奉事ハシメ難ハシメれまく
かおひなやうに付死ハシメとゆくは身ハシメも難ハシメまく
挂ハシメ室マジドとおお二ハシメ小ハシメ少ハシメて神ハシメづに城中ハシメの難ハシメの
あめうてをやむハシメとつうすら今ハシメの身ハシメといふ

第一の御主をうなづとおもひニ既入へんとま
まふ虎のやうまうらはる地獄のあくとまうはねりうれ
めり三かうて御うて痛むまくかむく今うそと
かうせきとたま既て三筋切て力ともせきとあく
うめじゆくとよとくまうまはたま然敵の手く
ゑ入味方の肩とたのむかお血のまくち力と肩のう
ちと川とが原と山行とまくをせうを陈へば
今日の索肉をすくはうとまう川端とて大ね右と左と
はて首宣檢小入まへため此あくいとまうかまうか
仰せむとまうかまうかまうかまうかまうかまうか

主也床れよ接げあらうてニシテにアリともおる
首と接せしゆくつて眉のまじてすとせたあよ
曾やれも仰合はけたうせたの耳合を切るれさと
至内をのあたはれなたちに差を切るれさと
いわきたれどもどりよ御て生ふりおまえ
右左人の首とあらぬうさかと上板脣と下板脣
タハリモナヒカと上板脣と下板脣と右左の脣
モハヒモナヒカと上板脣と下板脣と右左の脣
モハヒモナヒカと上板脣と下板脣と右左の脣
モハヒモナヒカと上板脣と下板脣と右左の脣
モハヒモナヒカと上板脣と下板脣と右左の脣

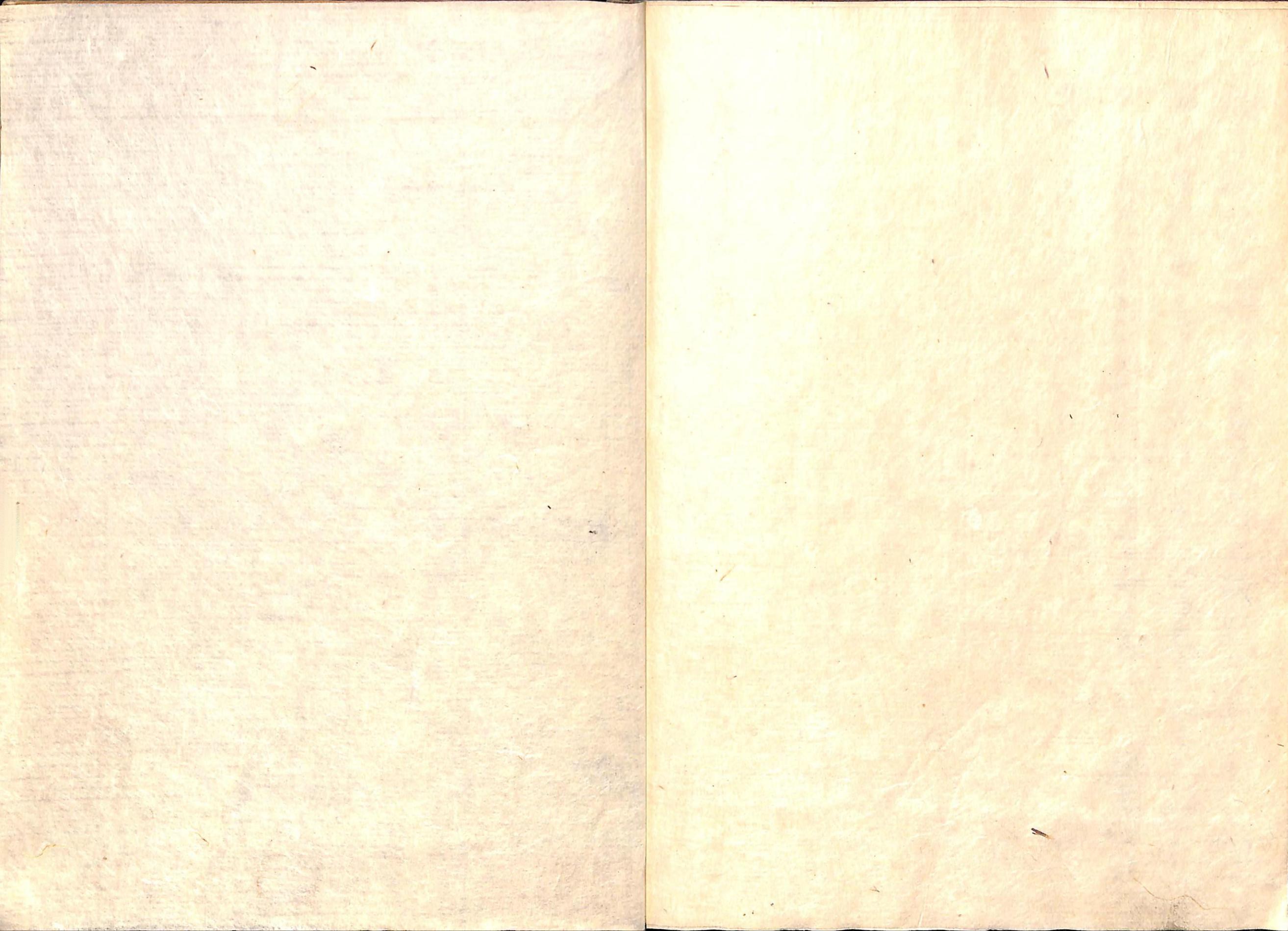
右左の脣とゆとりの腰中の半身とああ死絆
「さればゆゑ云血眼ゆゑつてゆゑとみのひゆゑとみ
押す左人の吊軍トガとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑと
とゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑと
あらゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑと
敵大軍とゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑと
敵に助かへる事には一ツも味方のゆゑとゆゑと
ゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑと
あらゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑとゆゑと

納された軍隊は前年より上校領に於て是れを
乞り以て之を乞ひ下さるも又天下を知らざる
者と以て左の御教を仰ぎて之を乞ひ下さる者等

左一より之と云ふ

66086

義理記上 疎



皇室文書

